

## 米国の特許可能な発明主題に関する最近の判例

2013年09月24日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

米国特許法第 101 条<sup>\*1</sup>には、特許可能な発明主題と、有用性の要件について規定されています。発明の保護対象として、process、machine、manufacture、composition of matter、又は、これらの改良に該当する必要があるがあります。一方、抽象的概念、自然法則、および自然現象は、保護対象には含まれません (MPEP 2106)。

#### (1-1) Living Subject Matter について

MPEP 2105 によれば、living matter が人間の介在により生じたものであれば保護対象となる可能性があります (Diamond v. Chakrabarty, 447 U.S. 303, 206 USPQ 193 (1980) : 最高裁判決)。

#### (1-2) コンピュータ関連発明について

MPEP 2106 によれば、descriptive material は保護対象とはならないが、コンピュータの構成要素として機能するデータ構造やコンピュータ・プログラムといった機能的記述物が記録媒体に記録された場合には、通常は保護対象となります。

但し、記録媒体に記録されたものとしてクレームされていないデータ構造については、それ自身が descriptive material であるという理由で保護対象にはなりません。コンピュータ・プログラムは、product および action のいずれにも該当しないという理由で保護対象にはならないが、コンピュータ・プログラムが他の保護対象の一部としてクレームされている場合には、保護対象として認められる可能性があります。

#### (1-3) ビジネス方法について

State Street Bank & Trust Co. v. Signature Financial Group Inc.において、useful, concrete, and tangible result の要件を充足する場合に保護対象になり得ることが明らかにされました。

**【全 9 頁】**

\*1 "Whoever invents or discovers any new and useful process, machine, manufacture, or composition of matter, or any new and useful improvement thereof, may obtain a patent therefor, subject to the conditions and requirements of this title."

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.